

区民委員会議案説明資料

令和 7 年 3 月 2 4 日

件 名	頁
1 第 5 5 号議案 足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例	2

(区 民 部)

第 5 5 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 2 4 日

件 名	足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例				
所管部課名	区民部国民健康保険課				
内 容	「国民健康保険法施行令」及び「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」の改正に伴い、以下のとおり、条例を一部改正する。				
	1 保険料率等の改定（条例第15条の4、第15条の12、第16条の4）				
	医療分	所得割率	100分の8.69	100分の7.71	0.98P減
		均等割額	49,100円	47,300円	1,800円減
		賦課割合	54：46	53：47	－
	支援金分	所得割率	100分の2.80	100分の2.69	0.11P減
		均等割額	16,500円	16,800円	300円増
		賦課割合	53：47	52：48	－
	合計	所得割率	100分の11.49	100分の10.40	※1 1.09P減
		均等割額	65,600円	64,100円	※1 1,500円減
	介護分	所得割率	100分の2.36	100分の2.25	※2 0.11P減
		均等割額	16,500円	16,600円	※2 100円増
		賦課割合	54：46	53：47	－
	※1 すべての国保加入者に賦課される医療分および支援金分の保険料改正案では、所得割率で1.09Pの減、均等割額で1,500円の減となる。				
	※2 40歳から64歳の国保加入者に賦課される介護分の保険料改正案では、所得割率で0.11Pの減、均等割額で100円の増となる。				
2 賦課限度額の変更（条例第15条の8、条例第15条の16）					
	区 分	現 行	改正案	増 減	
	医療分	650,000円	660,000円	※3 10,000円増	
	支援金分	240,000円	260,000円	※3 20,000円増	
	介護分	170,000円	170,000円	増減なし	
	合 計	1,060,000円	1,090,000円	30,000円増	
※3 改正案では医療分で1万円の増、支援金分で2万円の増となり、賦課限度額の合計額は3万円増の109万円となる。					

3 低所得者の保険料の減額（条例第19条の2）

区 分		現 行	改正案	増 減
医療分	7割減額	34,370 円	<u>33,110 円</u>	1,260 円減
	5割減額	24,550 円	<u>23,650 円</u>	900 円減
	2割減額	9,820 円	<u>9,460 円</u>	360 円減
支援金分	7割減額	11,550 円	<u>11,760 円</u>	210 円増
	5割減額	8,250 円	<u>8,400 円</u>	150 円増
	2割減額	3,300 円	<u>3,360 円</u>	60 円増
介護分	7割減額	11,550 円	<u>11,620 円</u>	70 円増
	5割減額	8,250 円	<u>8,300 円</u>	50 円増
	2割減額	3,300 円	<u>3,320 円</u>	20 円増
合 計	7割減額	57,470 円	<u>56,490 円</u>	980 円減
	5割減額	41,050 円	<u>40,350 円</u>	700 円減
	2割減額	16,420 円	<u>16,140 円</u>	280 円減

4 保険料の軽減（均等割額）の判定基準の変更（条例第19条の2）

保険料の均等割額を軽減する基準を、以下のとおり変更する。

軽減割合	変更内容（判定基準の見直し）	
7割	改正案	変更なし
	現 行	基準額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 (※4) - 1)
5割	改正案	基準額 43 万円 + <u>30.5 万円</u> × 被保険者数 (※5) + 10 万円 × (給与所得者等の数 (※4) - 1)
	現 行	基準額 43 万円 + 29.5 万円 × 被保険者数 (※5) + 10 万円 × (給与所得者等の数 (※4) - 1)
2割	改正案	基準額 43 万円 + <u>56 万円</u> × 被保険者数 (※5) + 10 万円 × (給与所得者等の数 (※4) - 1)
	現 行	基準額 43 万円 + 54.5 万円 × 被保険者数 (※5) + 10 万円 × (給与所得者等の数 (※4) - 1)

※4 一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）と公的年金等の支給（60 万円超（65 歳未満）または 110 万円超（65 歳以上））を受ける者。ただし公的年金などに係る特別控除（15 万円）後は 110 万円を 125 万円と読み替える。

※5 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

5 未就学児の保険料の減額（条例第19条の4）

区分	低所得者の保険料 軽減割合	現 行	改正案	増 減
医療分	7割	7,365 円	<u>7,095 円</u>	270 円減
	5割	12,275 円	<u>11,825 円</u>	450 円減
	2割	19,640 円	<u>18,920 円</u>	720 円減
	軽減なし	24,550 円	<u>23,650 円</u>	900 円減
支援金分	7割	2,475 円	<u>2,520 円</u>	45 円増
	5割	4,125 円	<u>4,200 円</u>	75 円増
	2割	6,600 円	<u>6,720 円</u>	120 円増
	軽減なし	8,250 円	<u>8,400 円</u>	150 円増
合 計	7割	9,840 円	<u>9,615 円</u>	225 円減
	5割	16,400 円	<u>16,025 円</u>	375 円減
	2割	26,240 円	<u>25,640 円</u>	600 円減
	軽減なし	32,800 円	<u>32,050 円</u>	750 円減

6 施行年月日

令和7年4月1日から施行する。

【別紙１】特別区統一保険料率等（案）の推移について

１ 特別区の推移

【基礎分及び支援金分】

		令和7年度(案) ※1		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
保険料率等	所得割率	10.40%		11.49%		9.59%		9.44%		9.54%	
	基礎分 支援金分	7.71%	2.69%	8.69%	2.80%	7.17%	2.42%	7.16%	2.28%	7.13%	2.41%
	均等割額	64,100円		65,600円		60,100円		55,300円		52,000円	
	基礎分 支援金分	47,300円	16,800円	49,100円	16,500円	45,000円	15,100円	42,100円	13,200円	38,800円	13,200円
	賦課限度額	920,000円		890,000円		870,000円		850,000円		820,000円	
	基礎分 支援金分	660,000円	260,000円	650,000円	240,000円	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円
1人あたり保険料		152,673円		156,520円		143,363円		131,813円		124,989円	
基礎分	支援金分	112,646円	40,027円	117,124円	39,396円	107,348円	36,015円	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円
保険料額 前年度との差	金額	△3,847円		+13,157円		+11,550円		+6,824円		△1,213円	
	月額	△321円		+1,096円		+963円		+569円		△101円	

※1 令和7年度の保険料率等は、特別区独自激変緩和措置として、納付金総額の99%を保険料に賦課することで負担抑制を図っている。

【介護分】

		令和7年度(案) ※1		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
保険料率等	所得割率※2	2.25%※2		2.36%		2.23%		2.34%		2.20%	
	均等割額	16,600円		16,500円		16,200円		16,600円		17,000円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		170,000円		170,000円		170,000円	

※2 令和5年度以前の介護分の所得割率は区によって異なるため、記載の料率は足立区独自の料率である。

２ 特別区と足立区の1人あたり保険料（基礎分および支援金分）の比較

	令和7年度(案)	令和6年度	6年度との差
特別区	152,673円	156,520円	△3,847円
足立区	135,468円	142,679円	△7,211円
特別区との差	△17,205円	△13,841円	△3,364円

【別紙２】令和７年度国民健康保険料試算について（基礎分＋支援金分）

※保険料が賦課限度額に達した世帯については、P.2を参照。

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

1 年金受給者（６５歳以上）１人世帯〔世帯主６５歳のみ〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
６年度保険料	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
７年度保険料	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
増加額	△ 450	△ 450	△ 6,323	△ 17,523	△ 26,516	△ 35,672	△ 44,937	△ 54,202	△ 63,794	△ 74,149
前年度比	0.977	0.977	0.941	0.925	0.919	0.916	0.914	0.913	0.912	0.911
均等割軽減対象	⑦：△44,870	⑦：△44,870	②：△12,820							

2 年金受給者（６５歳以上）２人世帯〔世帯主６５歳＋配偶者６５歳・収入なし〕

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
６年度保険料	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
７年度保険料	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
増加額	△ 900	△ 900	△ 6,623	△ 19,023	△ 28,016	△ 37,172	△ 46,437	△ 55,702	△ 65,294	△ 48,261
前年度比	0.977	0.977	0.945	0.937	0.929	0.924	0.921	0.919	0.917	0.945
均等割軽減対象	⑦：△89,740	⑦：△89,740	⑤△64,100							

3 給与所得者（６５歳未満）１人世帯〔世帯主３５歳のみ〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
６年度保険料	19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238
７年度保険料	19,230	34,130	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580
増加額	△ 450	△ 968	△ 11,201	△ 18,831	△ 26,897	△ 35,617	△ 44,337	△ 53,493	△ 63,303	△ 73,658
前年度比	0.977	0.972	0.933	0.924	0.919	0.916	0.914	0.913	0.912	0.911
均等割軽減対象	⑦：△44,870	⑤△32,050								

4 給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主35歳＋配偶者35歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度保険料	39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683	868,360
7年度保険料	38,460	66,180	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280	717,880	816,680
増加額	△ 900	△ 1,718	△ 12,101	△ 20,331	△ 28,397	△ 37,117	△ 45,837	△ 54,993	△ 64,803	△ 51,680
前年度比	0.977	0.975	0.942	0.935	0.929	0.924	0.921	0.919	0.917	0.940
均等割軽減対象	⑦: △89,740	⑤△64,100	②△25,640							

5 給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主35歳＋配偶者35歳・収入なし＋子5歳・収入なし〕

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度保険料	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	875,210
7年度保険料	48,075	82,205	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530
増加額	△ 1,125	△ 2,093	△ 60,776	△ 20,331	△ 29,147	△ 37,867	△ 46,587	△ 55,743	△ 65,553	△ 31,680
前年度比	0.977	0.975	0.740	0.935	0.932	0.928	0.924	0.922	0.920	0.964
均等割軽減対象	⑦: △134,610	⑤△96,150	⑤△96,150	②△38,460						

◆ 均等割軽減対象（5割軽減、2割軽減で変更あり）

7割軽減⑦ （7年度） 基準額43万円＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

5割軽減⑤ （7年度） 基準額43万円＋30.5万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
（6年度） 基準額43万円＋29.5万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

2割軽減② （7年度） 基準額43万円＋56万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
（6年度） 基準額43万円＋54.5万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者。
ただし、公的年金などに係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円と読み替える。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。
年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

【別紙3】足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次～第15条の3（略） （基礎賦課額の保険料率） 第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 <u>100分の8.69</u>（基礎賦課総額の<u>100分の54</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） （2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万9,100円</u>（基礎賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） 第15条の5～第15条の7（略） （基礎賦課限度額） 第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。 第15条の9～第15条の11（略） （後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次～第15条の3（略） （基礎賦課額の保険料率） 第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 <u>100分の7.71</u>（基礎賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） （2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万7,300円</u>（基礎賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） 第15条の5～第15条の7（略） （基礎賦課限度額） 第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。 第15条の9～第15条の11（略） （後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

改正前	改正後
(1) 所得割 <u>100分の2.80</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,500円</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)	(1) 所得割 <u>100分の2.69</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,800円</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の48</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)
第15条の13～第15条の15 (略)	第15条の13～第15条の15 (略)
(後期高齢者支援金等賦課限度額)	(後期高齢者支援金等賦課限度額)
第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>24万円</u> を超えることができない。	第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>26万円</u> を超えることができない。
第16条の1～第16条の3 (略)	第16条の1～第16条の3 (略)
(介護納付金賦課額の保険料率)	(介護納付金賦課額の保険料率)
第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) 所得割 <u>100分の2.36</u> (介護納付金賦課総額の<u>100分の54</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,500円</u> (介護納付金賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2	(1) 所得割 <u>100分の2.25</u> (介護納付金賦課総額の<u>100分の53</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,600円</u> (介護納付金賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2

改正前	改正後
箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)	箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)
第16条の5～第19条の1（略）	第16条の5～第19条の1（略）
（低所得者の保険料の減額）	（低所得者の保険料の減額）
第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項	（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項

改正前	改正後
に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する	に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する

改正前	改正後
者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者	者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者
ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3万4,370円</u>	ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,110円</u>
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,550円</u>	イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,760円</u>
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,550円</u>	ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,620円</u>
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>29万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者	(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>30万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者
ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万4,550円</u>	ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万3,650円</u>
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,250円</u>	イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,400円</u>
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,250円</u>	ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,300円</u>
(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第	(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第

改正前	改正後
1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>54万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,820円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,300円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,300円</u>	1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,460円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,360円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,320円</u>
第19条の3（略） （未就学児の被保険者均等割額の減額） 第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,365円</u> イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万2,275円</u>	第19条の3（略） （未就学児の被保険者均等割額の減額） 第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,095円</u> イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,825円</u>

改正前	改正後
ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万9,640円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万4,550円</u> (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,475円</u> イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,125円</u> ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,600円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,250円</u> 第19条の5～第29条（略） 附 則 第1条～第10条（略）	ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万8,920円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万3,650円</u> (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,520円</u> イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,200円</u> ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,720円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,400円</u> 第19条の5～第29条（略） 附 則 第1条～第10条（略） <u>付 則（令和7年●月●●日条例第●●号）</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。